



# 相続登記はお済みですか？

不動産の相続登記が放置されると、所有者の把握が困難となります。その結果、所有者不明の空き家が増加する大きな要因になるばかりでなく、老朽化により家屋が倒壊したり、その地域に必要な公共事業の支障になるなど多くの社会問題につながります。

法務局では、これらの問題の発生を未然に防ぐために、相続登記を促進する様々な取り組みを行っています。

## 1. 法定相続情報証明制度

法定相続人が誰であるのかを証明する制度です。法務局や金融機関等（郵便局・銀行・農協等）の各種相続手続において、利用することができます。なお、手数料は無料です。



▲詳しくはこちら

お問い合わせ 佐賀地方法務局武雄支局 ☎0954-22-2779

## 2. 自筆証書遺言書保管制度

自筆で作成した遺言書の紛失や改ざん、遺言書が相続人に発見されないなどのデメリットを解消するために、法務局において遺言書を保管する制度です。遺言書を作成することで、遺言者の最終意思の実現と相続手続の円滑化につながります。



▲詳しくはこちら



お問い合わせ 佐賀地方法務局武雄支局 ☎0954-22-2435

所有者不明土地の解消に向けて、不動産に関するルールが大きく変わります。

## 1. 相続土地国庫帰属制度の創設（令和5年4月27日施行）

相続等によって土地の所有権を取得した相続人が、一定の要件を満たす場合に、法務大臣（窓口は法務局）の承認により、土地を手放して国庫に帰属させることを可能とする制度です。

## 2. 相続登記の義務化（令和6年4月1日施行）

これまで任意とされていた相続登記が義務化されます。相続（遺言も含む）により不動産を取得した相続人は、その所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記をしなければならないこととされました。



▲詳しくはこちら



お問い合わせ 佐賀地方法務局武雄支局 ☎0954-22-2779

有料広告

**おいしい！**き

**玄関先までお届けします**

コープの配達  
お申込方法は  
**2**っ

かんたん3ステップ!  
今すぐ配達を始めた

じっくり資料を見て  
検討したい方は

コープの  
WEB加入

コープの  
資料請求

今なら  
**個人宅配料が  
4週間無料!**

コープさが生協  
キャラクター きらりん

お問い合わせ先 コープさが生活協同組合 [第3支所]  
TEL:0954-36-3543 [月~金] 9:00~18:00